令和７年度えひめ業務改善応援金　交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等とともに、賃金の引上げを行う中小企業事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する厚生労働省の「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」（以下「国助成金」という。）の交付額確定及び支給決定を受けた事業者に対し、予算の範囲内でえひめ業務改善応援金（以下「県応援金」という。）を交付することにより、賃上げに取り組む県内中小企業事業者を支援する。

（対象事業者）

第２条　県応援金の交付の対象となる事業者は、次の各号を全て満たす者とする。

(1) 愛媛県内に事業場があること。

(2) 令和７年４月14日から令和７年11月30日までの間に愛媛労働局に国助成金の交付申請を行い、愛媛県内の事業場における最も低い時間当たりの賃金額（事業場内最低賃金）を30円以上引上げるとともに、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行った上で、令和８年４月30日までに国助成金の交付額確定及び支給決定通知を受けていること。

(3) 国助成金の交付額確定及び支給決定通知書及び当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き上げを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳）を適切に整備し、保管している事業者であること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、県応援金の交付を受けることができない。

(1) 県税を滞納している者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者

(3) 愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱及び愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止の措置期間中の者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者

(6) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者

(7) 暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者

(8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる事業者
(9) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる事業者
(10) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者
(11) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条に規定する政治団体に該当する者

（対象経費及び県応援金の額）
第３条　県応援金の対象経費は、国助成金の支給決定額及び社会保険労務士へ支払った報酬とする。
２　県応援金の額は、次の各号で算出された額を合算した額とする。
(1) 国助成金の支給決定額の10分の１を乗じることにより得た額
(2) 国助成金の交付申請にあたって、社会保険労務士に、就業規則その他これに準ずるものに引上げ後の事業場内最低賃金を定めるために係る報酬を支払った場合や、国助成金交付申請手続きに係る報酬を支払った場合は、その報酬額（支払いが完了しているものに限る。）に２分の１を乗じた額と、別表１第２欄に定める上限額を比較した低い方の額
３　前項の規定により算定した補助額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（県応援金の交付の申請）
第４条　県応援金の交付を受けようとする者（以下「助成事業者」という。）は、県応援金交付申請書兼請求書（様式第１号）（以下「県応援金交付申請書」という。）により次の各号に掲げる書類を添えて、令和８年12月15日までに、知事に提出するものとする。
(1) 国助成金交付決定通知書の写し（国助成金交付要綱 様式第２号－１）
(2) 国助成金交付額確定及び支給決定通知書の写し（国助成金交付要綱 様式第11号）
(3) 国助成金実績報告書の写し（国助成金交付要綱 様式第９号）
(4) 国庫補助金精算書の写し（国助成金交付要綱 様式第９号別紙１）
(5) 事業実施結果報告書の写し（国助成金交付要綱 様式第９号別紙２）
(6) 国助成金申請手続きに係る社会保険労務士への報酬金額が確認できる領収書等の写し
(7) その他知事が必要と認める書類
２　第１項の規定による県応援金交付申請書の提出にあたっては、当該応援金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して提出しなければならない。ただし、提出時において当該応援金に係る消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

（県応援金の交付の決定等）

第５条　知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付し、県応援金の交付を決定するとともに、県応援金の額を確定し、速やかに申請者に通知するものとする。

２　知事は、前項の規定により県応援金の交付の決定及び額の確定を通知したときは、助成事業者に対し同通知の日から15日以内に県応援金を交付する。

３　第４条第２項ただし書きの規定により県応援金交付申請書を提出した場合は、当該応援金の支給決定後に消費税等の申告により当該応援金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（支給申請時に減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額。）を応援金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第２号）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（申請の取下げ）

第６条　助成事業者は、県応援金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第１項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内に県応援金取下げ申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第７条　知事は、助成事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

２　知事は、県応援金の交付に関して必要があると認めるときは、国助成金の給付状況について、愛媛労働局に対し確認を行う。

３　助成事業者は、前２項に定める知事の指示及び検査に協力しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第８条　知事は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、県応援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第５条の規定により知事が付けた条件に違反したとき

(2) 第７条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき

(3) 偽りその他不正の手段により県応援金の交付を受けたとき

２　前項の規定により、県応援金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した県応援金の返還を命ずるものとする。

（県応援金の経理等）

第９条　助成事業者は、県応援金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１月26日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年10月26日から施行する。

別表１

県応援金対象経費 （第1欄）	県応援金交付額 （第2欄）
国助成金交付申請手続きや賃金引上げ時の事業場内最低賃金を定める就業規則の改正等に係る社会保険労務士への報酬	報酬額に2分の1を乗じた額と、以下に記載の上限額を比較して低い方の額を交付額とする。年間契約を行っている場合は、国助成金の申請手続きを依頼したことで、増加した金額を報酬額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 上限額　50千円